

日本学生支援機構奨学金 「継続手続き」に関する説明資料

<学部学生・給付奨学金>

適格認定学習状況届提出期間

2024年12月16日(月) ~ 2025年1月9日(木)

平日8:30~17:00(年末年始12/28~1/5除く)

提出場所: 共通教育棟1号館1階奨学金窓口 提出BOX

※ 上記期間内に提出がない場合は、奨学金が「廃止」になります(返還が必要な場合有)。

適格認定の際(本紙3ページ参照)に学修意欲を確認しますので、「適格認定学修状況届」を記入して提出してください(教職員記入欄は確認・押印不要)。

パソコン入力又は手書き(鉛筆又は消えるペンは不可)でお願いします。

様式は下記のホームページに掲載しています。Word版を使用する場合は、A4版1ページに収めてください(両面印刷不可)。

琉球大学学生生活支援情報HP「奨学金」

「⑪奨学金の継続手続き」-「2024年度継続願の入力等について」



提出期限 **2025年1月9日(木)(年末年始12/28~1/5除く)**
(提出時間帯 平日8:30~17:00)

提出先 学生支援課奨学金窓口横のBOXへ提出(共通教育棟1号館1階)

やむを得ず来室できない場合は郵送可(追跡機能付き郵便で発送)

「適格認定」とは

- 提出した「奨学金継続願」の内容と修学状況や生活状況を総合的に審査し、引き続き奨学生としての適格性を有しているかを認定します。
- 適格認定は「①廃止」、「②停止」、「③警告」、「④継続」の区分に応じて認定されます。
- 給付奨学金の適格認定は、貸与奨学金よりも厳しい基準で認定します。なお、貸与奨学金を併給している場合も、認定内容によっては、貸与奨学金の振込みは継続されても、給付奨学金の振込みは停止される場合があります。
- 「①廃止」又は「②停止」と認定された場合は、4月以降は奨学金が振り込まれません。
- なお、令和7年度適格認定からは認定基準の変更が予定されています。

認定区分	認定基準	＜認定基準の留意点＞
廃止 (奨学生の身分を失い、交付終了)	次のいずれかに該当する者 ① 修業年限で卒業できないことが確定 ② 当該年度の 修得単位数が標準修得単位数の5割以下 (R7年度から6割以下) ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下(R7年度から6割以下)、その他学修意欲が著しく低い状況 ④ 「警告」の学業成績基準に連続して該当	(1) やむを得ない事由がある場合は特例措置として「廃止」や「警告」の区分に該当しません。 (特例措置) 【特例1:廃止】 やむを得ない事由 成績不振に陥った事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病(心身問わず)等、学生等本人に帰責性がないと認められた場合。 ※ 経済困難に伴うアルバイト過多による場合は、それが学費・生活費のためであったとしても認められません。
停止 (交付を取りやめ)	3か月未満の停学又は訓告処分	【特例2:警告(GPA下位1/4の者)】 教育課程の特性 【特例3:警告(GPA下位1/4の者)】 社会的養護を必要とする者
警告 (交付は継続) 2年連続警告で「廃止」 (②のみ該当の場合は「停止」)	次のいずれかに該当 ① 当該年度の修得単位数が 標準修得単位数の6割以下 (R7年度から 7割以下)(「廃止」に該当するものを除く) ② GPA等が所属学部等における下位1/4の範囲内 ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下(「廃止」に該当するものを除く)、その他学修意欲が低い状況	(2) 「学修意欲が著しく低い」とは、学修の実態が認められない状況。
継続	廃止、停止又は警告に該当しない	

<標準修得単位数の計算>

(例) 3年次年度末の適格認定(卒業に必要な単位数 124単位(学部によってことなります)、修業年限 4年の場合)

$$(\text{卒業に必要な単位数} \div \text{修業年限}) \times \text{在学年数} = \text{標準修得単位数}$$

$$124\text{単位} \div 4 \times 3 = 93$$

学 年	1年次	2年次	3年次	4年次
標準修得単位数	31	62	93	124

1年間に標準の「31単位以上修得」するようにしてください。

<医学部医学科生の成績の確認について>

一部、他学部と確認方法が異なる項目があります(下表)。

区 分	適 格 基 準
① 廃 止	当該学年修了時の履修認定の判定会議において、不合格となり次年次への進級が認められなかった者。 (本紙3ページ表「廃止②」修得単位数が標準修得単位数の5割以下)
② 警 告	当該学年修了時の履修認定の判定会議において、当該学年における科目・試験の成績が下位1/4の範囲に属されると判定されたこと。 しかし、教育課程と密接に関連した学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。 (本紙3ページ表「警告②」G P A 等が学部における下位 1 / 4 の範囲内)

「奨学金」に関するお知らせ、手続き方法及び各種リンクは、下記サイトから閲覧できます。
重要なお知らせ等を見逃さないよう、毎日確認するようにしてください。

<https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/>（右記の二次元コード参照）



○ メールによるお知らせ

説明会の開催等の重要な連絡は、**Web Mail(大学から配付されたメールアドレス)宛に通知**します。
重要な情報を見落とさないよう確認してください。

`exxxxxx@eve.u-ryukyu.ac.jp` “xxxxxx”は学籍番号(数字)

※ 普段使用しない場合は、普段使用しているメールアドレスへ転送設定してください。

※ 受信容量不足のため、メールが送信できない事例が見受けられます。大学メールの容量管理の徹底をお願いします。

○ 奨学金の申し込みについて

日本学生支援機構奨学金は、毎年4月に新規募集(定期採用)を行います。奨学金を希望する方は、定期採用時にお申し込みください。

- ① 現在、第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金に変更したい又は第一種奨学金と両方借りたい。
→ 第二種奨学金の継続願を提出し、4月に第一種奨学金を追加で申し込む。
- ② 現在、給付奨学金を受けているが、第二種奨学金も借りたい。
→ 給付奨学金の継続願を提出し、4月に第二種奨学金を追加で申し込む。

※学力基準(修得単位数等)を満たしているかを確認してお申し込みください。

※ その他、留学期間中に貸与可能な奨学金もありますので希望される場合は学生援護係(奨学金担当)にご相談ください。

○ 奨学金の異動について

学籍に異動が生じる場合(大学を休学、退学、復学する等)は、奨学金の手続きが必要となります。

基本的に学籍にあわせて奨学金の異動を行います。所属学部提出する休学や復学等の手続きと一緒に、奨学金の手続きも行ってください。

<休止> 休学や留学をする場合、「休止届」を提出して奨学金の振り込みを休止します。

※ 留学中に奨学金を継続貸与したい場合は、条件や書類の提出期限がありますので、できるだけ早めに学生援護係(奨学金担当)に相談してください。

<復活> 復学の際に「復活届」を提出し、休止していた奨学金の振り込みを再開します。(手続きの翌々月の振込日に振込まれます)

<辞退> 奨学金が不要になった場合は「辞退届」を提出し、奨学金の受給・貸与を終了します。

<退学> 退学・除籍を予定している場合は「退学届」を提出し、奨学金の受給・貸与を終了します。